

落札者評価基準

1. 審査方法

システムの安定稼働及び費用対効果の観点から、価格点においては構築及び令和 1 2 年度末までの運用に係る総経費によるトータルコストを重視した配点とし、技術点においてはパッケージの標準機能を重視した配点とし、経費に関する評価点（価格点）と技術等に関する評価点（技術点）の合計得点により行う。

落札者は企画提案書類審査、要求機能一覧の回答に基づく評価、プレゼンテーション（デモンストレーションを含む）審査及び経費見積書による審査での合計得点で最高得点を挙げた事業者の製品を最優秀システムとして選定する。同得点の場合は、経費見積書における見積金額合計額の低い方を上位とする。なお、企画提案書類審査及び要求機能一覧の回答に基づく評価を一次書類審査とし、上位 3 事業者（一次審査が同位多数の場合は、くじ引きにより 3 事業者を決定）をプレゼンテーション等審査の対象とする。ただし、一次審査における最上位評価を得た事業者と第 2 位以下の事業者の評価点に相当の差が生じた場合は、上位 3 事業者であっても以降の審査対象としないこともある。また、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、次点の事業者の製品を繰り上げて審査対象とする。

項目及び配点は以下の表のとおりとする。

大項目	項目	配点	審査段階	計
価格点	経費見積書による審査	300	一次書類審査	1,100
技術点	企画提案書に基づく評価	350		
	要求機能に対する回答に基づく評価	350		
プレゼンテーション	デモンストレーション等による審査	100	二次審査	

2. 一次書類審査の評価方法

（1）経費に関する評価基準 「配点：300 点」

経費見積書に関する評価点については、次の価格審査計算式から算出する。評価の対象とする金額は、「様式 5 経費見積書」の合計額とする。予定価格は、本件の委託事業費に加えて 次年度以降に契約する予定の運用管理委託費用を含んだ価格とする。この評価点は、各選定委員において同じ評価点を用いるものとする。

（小数点以下は第 1 位を四捨五入）

【価格審査計算式】

価格審査の評価点 = (1 - 経費見積書合計額 / 予定価格) × 300 点

（例）予定価格が 25,300,000 円（税抜）で年度別経費見積書合計額が 17,000,000 円 （税抜）の場合

(1 - 17,000,000 / 25,300,000) × 300 = 98.41...

価格審査の評価点は 98 点 となる。

（2）技術に関する評価基準

技術に関する評価点については、企画提案書及び要求機能一覧の回答を審査し、下記の（3）及び（4）の
とおり評価点を付す。

(3) 企画提案書に基づく技術点 「配点：350点」

選定委員は、次表「企画提案書評価基準」に基づき、各審査項目に対して評価点を付し、次の計算式により算出された結果を技術点とする。各委員の技術点の平均（小数点以下は第1位を四捨五入）を提案事業者の技術点とする。

技術点 = (企画提案書に基づく合計得点 / 企画提案書に基づく合計得点の満点(160点)) × 350点

企画提案書評価基準

項番	審査項目	評価視点	評価基準	配点
①	業務への理解 (1)	要介護認定における認定調査の位置づけと役割について理解しているか。	特に優れている	10
			優れている	7.5
			標準	5
			やや劣っている	2.5
			劣っている	0
②	業務への理解 (2)	要介護認定に係る所要日数の短縮や業務の効率化に繋がる提案がなされているか。	特に優れている	10
			優れている	7.5
			標準	5
			やや劣っている	2.5
			劣っている	0
③	業務への理解 (3)	認定調査員テキスト 2009 改訂版の内容等を十分に理解したうえで、要介護認定の適正化に向けた提案がなされているか。	特に優れている	10
			優れている	7.5
			標準	5
			やや劣っている	2.5
			劣っている	0
④	システムの 機能・操作性 (1)	システムの方式や動作環境、ソフトウェアや端末について、利便性が高く本市の運用に適したものであるか。	特に優れている	10
			優れている	7.5
			標準	5
			やや劣っている	2.5
			劣っている	0
⑤	システムの 機能・操作性 (2)	調査票を作成するにあたり、定型文の活用や手書きでのメモ機能など利用者の事を考えた工夫がなされ、電子機器に不慣れな利用者でも使用できる操作性を有しているか。	特に優れている	10
			優れている	7.5
			標準	5
			やや劣っている	2.5
			劣っている	0
⑥	システムの 機能・操作性 (3)	個人情報を含まない形で申請データの遠隔地での受信やデータでの調査結果の提出など、紙でのやりとりの削減や直行直帰での運用ができるような負担軽減につながる効率化がされているか。	特に優れている	10
			優れている	7.5
			標準	5
			やや劣っている	2.5
			劣っている	0

項番	審査項目	評価視点	評価基準	配点
⑦	システムの 機能・操作性 (4)	本市の介護保険システムとのデータの連携について、容易な操作にて実現が可能か。また、法改正等により連携要件の変更がある場合、より少ない業務負担および金銭的負担で達成できるか。	特に優れている	10
			優れている	7.5
			標準	5
			やや劣っている	2.5
			劣っている	0
⑧	運用サポート 体制 (1)	導入時及びフォローアップのために、十分な研修を実施できるような研修実施体制や研修方法を準備できるか。	特に優れている	10
			優れている	7.5
			標準	5
			やや劣っている	2.5
			劣っている	0
⑨	運用サポート 体制 (2)	システム利用者の要望、意見等を吸い上げる仕組みが構築されており、利用者に寄り添ったバージョンアップ等の対応が実現可能であるか。	特に優れている	10
			優れている	7.5
			標準	5
			やや劣っている	2.5
			劣っている	0
⑩	セキュリティ (1)	取り扱うデータについて、高度な暗号化等の技術的措置が講じられているか。	特に優れている	10
			優れている	7.5
			標準	5
			やや劣っている	2.5
			劣っている	0
⑪	セキュリティ (2)	利用者の権限管理が可能であり、データに対する不当なアクセスからの保護ができるほか、データの機密性・完全性を守る具体的かつ的確な提案がされているか。	特に優れている	10
			優れている	7.5
			標準	5
			やや劣っている	2.5
			劣っている	0
⑫	セキュリティ (3)	端末の持ち出し時や紛失時にデータが流出しないよう、任意に設定した期限の到来とともにファイルの自動削除できる機能や、遠隔によるファイルの削除機能等のセキュリティ対策機能を備えているか。	特に優れている	10
			優れている	7.5
			標準	5
			やや劣っている	2.5
			劣っている	0
⑬	業務体制図	・十分な技術と経験を持った技術者で組まれた体制であるか。 ・進捗に関する定期的な協議及び報告が示されているか。	特に優れている	10
			優れている	7.5
			標準	5
			やや劣っている	2.5
			劣っている	0
⑭	提案における 創意	機能要件以外でも創意を凝らした提案があり、かつ、当市の導入目的の達成に有効であるか。	特に優れている	10
			優れている	7.5
			標準	5
			やや劣っている	2.5
			劣っている	0

項番	審査項目	評価視点	評価基準	配点
⑮	導入スケジュール	作業工程ごとに明確にスケジュールが示され、稼働に向けて安全な計画であるか。	システム導入期間や検証期間が充分ある。	10
			無理のないシステム導入期間や検証期間である。	5
			システム導入期間や検証期間に無理がある。	0
⑯	導入実績	提案対象のシステム及び導入形態は、自治体への導入実績があるか。導入自治体の人口規模も考慮する。	人口 20 万人以上の自治体の実績あり	10
			人口 20 万人未満の自治体の実績あり	5
			なし	0

（４）要求機能に対する回答に基づく技術点 「配点：350 点」

提案事業者が回答した「要求機能」に対する対応内容について、次表により一律に算出した評価点を審査対象事業者の技術点とする。なお、この評価点は一律に算出するものとし、各選定委員は算出された同じ評価点を用いるものとする。

代替案により実現可能な場合は、その代替案を必ず明記するものとする。この記載がない又は不明瞭の場合は対応不可として取り扱うものとする。記載された代替案について疑義が生じた場合には、内容照会を実施する場合がある。

なお、必須機能項目における「対応不可」がある場合は参加資格を満たさないものとする。

技術点＝（要求機能一覧の獲得点数 / 要求機能一覧の満点（450 点））×350 点

各機能の評価点

項目	対応	表示	配点
必須機能 （ 60 項目 ）	パッケージの標準機能として実現可能	A	5
	無償カスタマイズで対応	B	4
	代替案により実現可能	C	3
	有償カスタマイズで対応	D	1
有用機能 （ 加 点 30 項 目 ）	パッケージの標準機能として実現可能	◎	5
	無償カスタマイズで対応	○	4
	代替案により実現可能	△	3
	有償カスタマイズで対応	▲	1
	対応不可	×	0

3. プレゼンテーション等（二次審査）の評価 「配点：100 点」

審査はデモンストレーションを含むプレゼンテーション及び質疑応答に対して行う。選定委員は、次表「評価基準」に基づき、各審査項目に対して評価点を付し、次の計算式により算出された結果を得点とする。

各選定委員の合計評価点の平均（小数点以下は第 1 位を四捨五入）を、審査対象事業者の二次審査に基づく得点とする。

プレゼンテーション評価（計算式）

プレゼンテーション評価の得点 = 100 点 × (評価基準に基づく評価点 / 評価基準に基づく評価点の満点 (80 点))

プレゼンテーション（デモンストレーション）評価基準

項 番	審査項目	評価基準	順位	配点
①	システムの導入実績	本市が目指す運用形態に類似した導入実績又はノウハウがあるか。	1 位	10
			2 位	5
			3 位	2.5
②	業務への理解・知識	業務特性を分析し、本市が求める課題解決手法（目的に応じた運用方法）が提案されている。	1 位	10
			2 位	5
			3 位	2.5
③	システムの充実度	安定稼働する高品質なパッケージ業務システムとして、総合的な充実度を満たしているか。	1 位	10
			2 位	5
			3 位	2.5
④	システムの操作性	電子機器に不慣れなシステム利用者（職員及び審査会委員、以下同じ）に対して、使いやすい工夫がなされているか。	1 位	10
			2 位	5
			3 位	2.5
⑤	システムの有効性	導入方針に基づいた業務の効率化、迅速化及び的確性の確保に効果が期待できるシステムであるか。	1 位	10
			2 位	5
			3 位	2.5
⑥	サポート体制	導入時及び稼働後に安定稼働を図るうえで、自治体業務の豊富な経験を持つ人員によるサポートが十分であるか。	1 位	10
			2 位	5
			3 位	2.5
⑦	コミュニケーション能力	・質問に対する回答が明快かつ簡潔であるか。 ・デモンストレーションでは、専門的・技術的な表現を判りやすく伝えているか。	1 位	10
			2 位	5
			3 位	2.5
⑧	取組み意欲・熱意	・本業務に取り組む事業者及び担当者等の姿勢や意欲は信頼できるものであるか。 ・自治体 DX 推進等、創意工夫し、企業として先を見据えた取組みを実施しているか。	1 位	10
			2 位	5
			3 位	2.5